

諒問書

令和4年2月28日

海老名市個人情報保護審査会 会長 殿

海老名市長 内野 優



海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づき、要配慮個人情報の取扱いについて、貴審査会の御意見をいただきたく、次のとおり諮問します。

事務担当課	市長室 危機管理課
諒問事項	新型コロナウイルス感染症の自主療養者に対する支援事業実施のための要配慮個人情報の取扱いについて
諒問の内容	<p>本市においては、現在、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく県市連携事業として、神奈川県から本市へ提供される新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に関する個人情報に基づき、自宅療養者等に対する支援事業を行っております。</p> <p>一方、神奈川県においては、感染症法に基づかない独自の仕組みとして、医師の診断を介さずセルフチェック等の結果により療養を行う「自主療養制度」を運用しているところ、令和4年2月25日付で同県から自主療養者に関する情報について、本市へ提供することが可能となった旨、通知がありました。</p> <p>本市といたしましては、本支援事業の対象者に自主療養者を加えることで当該事業を拡充したいため、県から提供される自主療養者に関する要配慮個人情報（病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号））の取扱いの可否についてお諮りするものです。</p>

○海老名市個人情報保護条例（抜粋）

（取扱いの制限）

第7条 実施機関は、要配慮個人情報(次に掲げる事項が含まれる個人情報をいう。第16条において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ海老名市個人情報保護審査会(第46条を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の実施機関が定める心身の機能の障害があること(前号に該当するものを除く。)。
- (6) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果(第4号に該当するものを除く。)
- (7) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(第4号に該当するものを除く。)。
- (8) 犯罪の経歴
- (9) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(前号に該当するものを除く。)。
- (10) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手續が行われたこと(第8号に該当するものを除く。)。
- (11) 犯罪により害を被った事実

資料

新型コロナウイルス感染症の自主療養者に対する 支援事業の実施について

1 目的

本市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や生活を支援するため、市独自の支援策として「自宅療養者支援事業」を実施している。

先般、神奈川県（以下「県」という。）は、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急速な感染拡大に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づかない独自の仕組みとして「自主療養制度」の運用を開始した。

本市としては、住民の生命及び身体の保護を目的に、現在行っている自宅療養者と同様、自主療養者についても積極的に支援を実施したい。

2 経緯

（1）本市の支援事業について

令和3年2月5日から新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者のうち近隣に生活を支援できる親族等がいない者に対し、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や、生活を支援するため、自宅療養者支援事業を実施している。【添付資料1】

同月13日感染症法が改正されたことに伴い、同年4月22日、同法第44条の3第6項に基づく県市連携事業として、神奈川県と本市において覚書を締結した。【添付資料2】

その後、覚書により県から提供された自宅療養者に関する情報（氏名、住所、連絡先、自宅療養期間）を基に、健康状態の確認、食料及び生活必需品の購入代行並びにごみ出しの代行等を実施している。

（2）県における自主療養者制度について

令和4年1月以降のオミクロン株の急速な感染拡大に伴い、発熱外来診療や保

健所の業務ひっ迫が深刻化した。

令和4年1月28日から県では、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供するため、医師の診断を介さずセルフチェック等の結果により療養を開始する「自主療養」の仕組みを独自に導入した。

「自主療養制度」とは、重症化リスクが低い方を対象として、本人が調達した検査キットによる判定結果が陽性となった場合等に、氏名、住所、年齢、重症化リスク因子がないこと等の情報をインターネット上のフォームで登録することにより県に届出を行い、届出受理後、県からLINE等により検温等を促す通知が発信され、体調悪化時には県が用意する窓口に問い合わせるよう案内するほか、県に対し自主療養届を行ったことに対する証明がインターネットにより発行され、通勤先等に提出することができる仕組みである。【添付資料3】

(3) 本市に在住する自主療養者に対する支援の現状について

自主療養者に関する情報は法定外で県から提供されないため、自主療養者に対して本市の方から連絡をすることができていない。広報紙、登録制のメールサービス、自治会を経由したチラシ等により本事業を知った一部の自主療養者が本市へ連絡することで支援を開始するにとどまっている。

(4) 神奈川県における検討について

令和4年2月10日、知事から神奈川県情報公開・個人情報審議会に対し、自主療養者の個人情報を市町村へ提供することについて諮問をし、同月21日に「審議の結果、諮問内容を適当なものと認めます。」との答申がされた。【添付資料4及び5】

同月25日、神奈川県から本市に対し、自主療養者に関する個人情報の提供が可能となった旨、連絡があった。【添付資料6】

3 諒問に当たって

上記のとおり、感染症法に基づく自宅療養者の情報は県から本市へ提供がされるところから自ら市へ連絡することなく全ての当該者に対し市から支援の機会を付与できる。一方、法定外である自主療養者は県から本市への情報提供がされないため、本事業を

知る一部の自主療養者が、自ら市へ連絡をしなければならない。新型コロナウイルス感染症の陽性者として同様に外出が制限されているにもかかわらず、自宅療養者と自主療養者との間で市民に対する支援の実施に大きな差異が生じている状況にある。

一方、県は、神奈川県情報公開・個人情報審議会から自主療養者に係る情報を市町村へ提供することについては適當なものと認められる旨の答申を受け、希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供することを決定した。これを受け、本市においても、本支援事業の実施に必要な最低限の情報（氏名、住所、連絡先、自宅療養期間）を収集することで自主療養者についても自宅療養者と同様、積極的に支援を行いたい。

そこで、新型コロナウイルス感染症の自主療養者に関する要配慮個人情報（病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号））を含む個人情報を取り扱うため、海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づき、貴審査会に諮問を行うものである。

4 収集した自主療養者の要配慮個人情報の取扱いについて

自宅療養者の要配慮個人情報と同様、以下のように取り扱う。

- ・ 県から情報の提供を受ける際は、地方公共団体の組織内ネットワーク（府内LAN）を相互接続する行政専用ネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）による安全確実な電子メールで、パスワード付ファイルにより行う。
- ・ 当該情報は、外部と連接していない府内ネットワーク内のフォルダに保存し、アクセス可能な者は、本事業を実施する危機管理課職員のみとする。

5 添付資料

- (1) 添付資料1 「海老名市自宅療養者支援事業運営要綱」
- (2) 添付資料2 「令和3年4月22日付 覚書」
- (3) 添付資料3 「新型コロナ 自主療養について（神奈川県ホームページ）」
- (4) 添付資料4 「令和4年2月10日付 諮問書」
- (5) 添付資料5 「令和4年2月21日付 答申書」
- (6) 添付資料6 「令和4年2月25日付 県通知」

海老名市自宅療養者支援事業運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者のうち近隣に生活を支援できる親族等がいない者に対し、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や、生活を支援するために実施する自宅療養者支援事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援事業の期間内において市内に住所を有し、及び現に居住している者。ただし、市長が特に支援を必要と認めるものは、本市に住所を有していることを要しない。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した者又はその濃厚接触者
- (3) 保健福祉事務所その他行政機関から自宅療養又は自宅待機を指示された者で当該自宅療養等の期間において親族等から支援を受けることが困難な者
- (4) 本市からの支援を希望する者

(支援の内容)

第3条 支援事業は、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 前条の対象者の健康状態の確認（毎日、午前午後各1回の電話連絡）
- (2) 前号の確認により連絡不通である場合における救急隊の出動要請
- (3) 食料、生活必需品の購入代行
- (4) ごみ出しの代行
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に支援を必要と認めるもの

(自宅療養者支援チーム)

第4条 支援事業を実施するための組織として、自宅療養者支援チームを設置する。

2 自宅療養者支援チームは、市長室次長及び危機管理課職員をもって組織する。

3 自宅療養者支援チームのリーダーには市長室次長を、サブリーダーには危機管理課危機管理係長をもって充てる。

(支援期間)

第5条 支援事業は、令和3年2月5日から開始するものとし、コロナ禍が収束したときその他支援事業を存続させる必要がなくなったと市長が認めたときに終了するものとする。

(購入代行に係る協力店舗)

第6条 市長は、第3条第3号の支援を実施するため、市内店舗のうち支援事業に賛同するもの（以下「協力店舗」という。）に協力を要請し、支援に係る物資を調達するものとする。

2 前項の規定による協力要請について、市長及び協力店舗は、協定を締結し、必要な事項を定めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書

神奈川県（以下「甲」という。）と海老名市（以下「乙」という。）は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の支援を連携して実施するため、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自宅療養者 新型コロナウイルス感染症の患者であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第44条の3第2項の規定により、居宅から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた者をいう。
- (2) 連携事業 甲及び乙が法第44条の3第6項の規定により連携して実施する自宅療養者の生活を支援する事業であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 自宅療養者の食料品、日用品等の購入の代行
 - イ 自宅療養者の居宅において発生した廃棄物の排出の代行

（連携事業の実施）

第3条 連携事業は、甲が連携事業の実施に必要な個人情報を乙に提供し、乙が当該個人情報を使用することによって行う。

2 前項の規定により甲が提供する個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 自宅療養者の氏名
- (2) 自宅療養者の住所及び連絡先
- (3) 自宅療養者に外出しないことを求めた期間

（個人情報の取扱い）

第4条 甲及び乙は、前条第2項各号に掲げる個人情報の取扱いに当たっては、関係法令及び条例の規定を遵守し、自宅療養者の権利利益を最大限尊重しなければならない。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。

(定めのない事項の処理)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙
協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通
を保有する。

令和3年4月22日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治



乙 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市長 内野 優



神奈川県

掲載日：2022年2月24日

新型コロナ 自主療養について

感染への備え

自主療養中の方へ(健康観察・配食サービス・周囲への配慮・体調が変化したら)

自主療養届出システム

自主療養証明書の発行

2022年3月1日（火曜）（予定）から自主療養者向けの「自主療養証明書」の発行ができるようになります

Q&A

感染された方は「自主療養」を選べます

2022年1月時点で新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。

そこで、重症化リスクの低い方で抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診断を待たずに自ら療養を始められるよう、「自主療養」をお選び頂けることとしました。

また、経済的事情等により食料品の確保にお困りの方への配食サービスを行っています。

2022年3月1日（火曜）（予定）から、「自主療養」をお選びいただいた場合、「自主療養証明書」の発行ができるようになります。

(注意) 医療機関での検査で陽性になった方は「自主療養」をお選びいただけません（自主療養届出システムで自主療養届を発行できません）。

» **自主療養届出システム**



1 感染への備え

1 予め準備しておくこと

自らが感染した時に備え、予め市販の解熱剤や咳止め等薬や、最低3日分の食料（親族からの協力やネット通販の利用等ができる方は10日分）、1人2個以上の抗原検査キットを準備しましょう。



家庭内でもマスクを着け、消毒が出来るよう、人数分のマスクやアルコール消毒液を準備しましょう。家族に感染者が発生した時に備え、家の中での感染者の隔離方法も予め検討してください。



症状が現れた場合は、お手元の抗原検査キットを使用してください。



2 セルフテストで陽性が判明した時は

陽性時に医療機関を受診しなければならない方



65歳以上



40歳から64歳まで重症化リスク因子あり



2歳未満



妊娠している（可能性含む）

65歳以上の方、40歳から64歳まで重症化リスク因子がある方、2歳未満の方、妊娠している（妊娠の可能性がある）方がセルフテストを行い、陽性が判明した場合は、必ず医療機関を受診してください。受診できる医療機関については、[発熱診療等医療機関のページ](#)をご覧頂くか、[各自治体のコロナ専用窓口](#)にお問合せください。

陽性時に自主療養をお選び頂ける方

2歳から39歳までの方

40歳から64歳までの重症化リスク因子がない方

妊娠していない方



2歳から39歳までの方、40歳から64歳までの重症化リスク因子がない方、妊娠していない方がセルフテストを行い、陽性が判明した場合は、自主療養を選択することができます。

自主療養を選択した場合の行動は、次章「[自主療養を行う方へ](#)」をご覧ください。

[このページの先頭へ戻る](#)

2 自主療養を行う方へ

1 毎日の健康観察を行いましょう



健康観察

体調の変化に気付けるように、毎日の検温をお願いします。お手元にパルスオキシメーターがある方は、血中酸素飽和度の測定も行ってください。

なお、「[自主療養届出システム](#)」を利用頂くことで、LINE通知やAIコールがあなたの健康観察をアシストいたします。

2 経済的事情等により食料品の入手が困難な方へ

経済的事情等により食料品の確保が困難な方への配食サービスを行っています。

注意：配食サービスを申し込むことで、感染症法に基づく発生届が提出され、感染症法上の陽性者となり、自主療養者ではなくなります。

提供する食料品等

- (1)常温保存可能な食料品（パックご飯、レトルト食品、味噌汁、スープ、栄養補助食品など8日分）
- (2)日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー）

申請方法

療養サポート窓口へ架電して申請

自主療養届出システムにアクセスし必要事項を記入し回答すると、審査後、自主療養届のダウンロード案内メールが届きます。そのメール本文中に、療養サポート窓口への案内が記載されています。

**3 周りの人にうつさない配慮をお願いします**

自主療養期間の間はほかの人にウイルスをうつしてしまう可能性があります。可能な限り外出を控え、同居の家族がいる場合は極力接触を避けるよう隔離等の措置を行ってください。

4 体調が変わったら医療機関を受診してください

毎日の健康観察で気になる症状がある場合は、自治体の相談窓口にご相談頂き、医療機関を受診してください。特に症状が重い場合等、急を要する場合は自主療養システム回答時にお知らせする「コロナ119」にご相談ください。

3 自主療養届出システム

自主療養が出来る方が速やかに自主療養を行って頂けるよう、「自主療養届出システム」をご用意しました。同システムをご利用頂くことで、毎日の健康観察をLINEやAIコールによりアシストしてもらったり、療養開始を示す書類を発行することができます。

お知らせ

2022年2月1日 自主療養届の第2.2版をリリースしました。「療養終了予定日」の欄を「出勤・登校等可能予定日」に変更。

2022年1月31日 自主療養届の第2版をリリースしました。「発症日」の欄に「検査日」が出力される不具合を修正。



自主療養届出システム <ul style="list-style-type: none"> 医療機関を受診せずに療養開始 健康観察をシステムがアシスト 療養開始を証明する書類を発行 民間の保険金請求には使用できません。 	システムを利用できる方は、自主療養を選択できる方です <ul style="list-style-type: none"> 2歳以上39歳以下の方 40歳から64歳までの重症化リスク因子がない方 妊娠していない方 <p>なお、システムを利用できるのは症状が現れた日から10日以内です（無症状の方は、検査を行った日から7日以内）。また、医療機関での検査で陽性になった方は、自主療養を選択できません（自主療養届を発行できません）。</p>
--	---

利用の流れ

1 自主療養届出システムにアクセスし、必要事項を記入

自主療養届出システムにアクセスし、自主療養にあたっての注意事項をよくお読みください。内容を理解し、同意頂ける場合に限り「上記内容を理解し回答する」という項目の「同意する」にチェックを入れてください。続けて、必要事項を「届出条件の確認」「届出者情報」「検査結果」の3段階で入力してください。最後のページで「確認」を押すと入力項目が表示されますので、内容に問題がなければ「回答」ボタンを押してください。

<必要書類>

検査結果画像（下記(1)(2)のいずれか）

(1)検査キット画像	(2)(PCR検査機関などの)検査結果通知
本体に油性マジック等で氏名と検査日を記載してください	氏名、検査日、検査機関名、検査結果が分かる資料

身分証明書（氏名、生年月日、住所がわかるもの）

（未成年の場合）保護者の身分証明書（氏名、生年月日、住所がわかるもの）

2 自主療養届を受け取る

フォームに必要事項を入力されてから翌営業日までに、登録されたメールアドレス宛に自主療養届のダウンロード用URLをお送りします。受信拒否の設定をされている方は、「pref.kanagawa.jp」及び「pref.kanagawa.lg.jp」のドメインからの受信を許可して頂くようお願い致します。

なお、フォーム入力から数時間経っても届出完了メールが届かない場合、誤ったメールアドレスを入力している恐れがあります。恐れ入りますが、再度ご登録いただき届出完了メールをお待ちください。

3 入力したその日から「自主療養」を開始

フォームを入力した翌日から、自主療養の要件を満たしている場合はLINE又はAIコールによる健康観察が始まります。自主療養中の注意事項は、次章をご確認ください。自主療養は、原則症状が現れた日に10を足した日まで行っていただきます。その時点で症状が残る場合は、症状が落ち着くのを待ち、その72時間後まで自主療養を延長してください。無症状の場合は、検査を行った日に7を足した日まで自主療養を行っていただきます（無症状の方が、途中で症状が現れた場合、その日から10を足した日まで療養が必要です）。

自主療養届

自主療養届出システム

から届出を行うと、フォームに

必要事項を入力されてから翌営業日までに、登録されたメールアドレス宛にPDF形式で自主療養届をお送りします。

学校関係者・事業者の皆様へ

神奈川県には、医療機関が発行する診断書に代わり、この「自主療養届出システム」によって発行された「自主療養届」をもって新型コロナウイルス感染症の療養を行う方がいらっしゃいます。保健・医療体制を含む社会機能を維持し、守るべき人を守るためにシステムです。ご理解、ご協力をお願い致します。

[「自主療養」を選べるようになります（PDF：632KB）](#)



自主療養届を使用できる場所

自主療養届は、学校やお勤め先に欠席や休業を届け出る際にご利用ください。民間の保険金請求にはご利用頂けませんのでご注意ください。



自主療養届は民間の保険金請求にはご利用頂けません

[このページの先頭へ戻る](#)

4 自主療養証明書の発行

自主療養証明書発行の流れ



1 自主療養証明書の発行条件

下記の3項目を満たす方が対象です。

1. 自主療養届を発行済みであること
2. 神奈川県内在住者
3. 自主療養中にLINE療養サポートまたはAIコールによる健康観察に一定数以上の回答を行っていること

(注意) 既に自主療養が終了されている方も、遡って自主療養証明書を発行することができます。

[このページの先頭へ戻る](#)

5 よくある質問

自主療養に関するよくある質問

Q (1) 自主療養届を登録できるのは誰を対象にしていますか？

A 低リスク者、具体的には、2歳以上39歳以下の方、40歳以上64歳以下で重症化リスク因子がない方であることが前提です。なお、妊婦の方は対象外ですので、本システムを利用せず、医療機関に受診ください。

Q (2) 2歳未満、あるいは65歳以上の人も登録して良いですか？

A いいえ、2歳未満、あるいは65歳以上の方については、本システムを利用せず、医療機関に受診ください

Q (3) 自主療養届の発行はいつからいつまでできますか？

A 発症日から10日以内です

Q (4) 自主療養届の有効期限はありますか？

A 発行日から1か月です。

Q (5) 検査キットは県のホームページに記載されているもの以外でも良いか

A 県ホームページでご案内しているキットの利用を推奨しておりますが、現在品薄ということもあります。掲載しているキット以外のキットをご利用した場合でも自主療養届の発行を行っております。お手数ですが、システムで検査の結果が陽性であることが分かる画像を添付し、備考欄にメーカー名、検査実施日を記入の上、ご申請ください。

Q (6) 自主療養届を登録すると受診しなくて良いのですか？

A 自主療養届システムは、低リスク者で自ら健康観察や体調悪化時には医療機関に受診できる方を対象にしています。体調悪化時には、医療機関で受診ください。なお、医療機関に受診し、医師が陽性診断をした場合は、法定発生届が発行され、感染症法に基づく就業制限や外出自粛が要請されます。

Q (7) 自主療養届を療養に関する民間保険金請求や傷病手当に使えますか？

A いいえ。医療機関を受診し、発生届が提出された場合、神奈川県は療養終了後に別途「療養証明書」を発行しています。自主療養届出システムを利用した場合は、この「療養証明書」は発行されませんのでご注意ください。また、自主療養届は、制度開始時点においては、各種保険金や手当の請求に使う想定はしておりません。ただし、傷病手当金については、自主療養届も有効としている場合があるため、各医療保険者に確認をお願いします。

Q (8) 自主療養の期間は、出勤・登校等が可能となるのはいつですか？

A 症状が現れた日を0日目とし、10日目までが療養期間となり、症状が軽快して72時間経過した場合、11日目が出勤・登校等可能予定日となります。無症状の場合は、検査を行った日を0日目とし、7日目までが療養期間となり、8日目が出勤・登校等可能予定日となります。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
有症状	発症日	療養								出勤・登校等可能		
無症状	検査を行つた日	療養 (※発症時は有症状0日目に移行)				出勤・登校等可能		検温など自身で健康状態の確認等				

Q (9) 自主療養中に症状が悪化し、医療機関に受診する場合、受診費用はどうなるのか？

A (自主療養を行わず医療機関に受診した場合と同様) 初診料等は自己負担になります。

Q (10) 自主療養届に添付するのはどのような画像か

A 陽性判定となった抗原検査キットや陽性が確認できる無料検査結果の画像を添付してください。

Q (11) 自主療養届の内容を修正したい

A 届出いただいた内容の修正はできません。お手数ですが、自主療養届の取り下げを行った上、再度届出を行ってください。(取り下げ申請完了メールを待たなくとも再申請を行うことができます)なお、自主療養届の取り下げについては(12)を参照してください。

Q (12) 自主療養届を取り下げたい

A お手数ですが、[自主療養に関するお問合せフォーム](#)にて、自主療養届管理番号を記入し、問合せの種類で「4.申請内容の取り下げ依頼」を選択して、送信してください。(届出が発行済みでない場合は、取り下げ依頼は必要ありません)

Q (13) 無症状なのに自主療養届の出勤・登校等可能予定日が10日になっている。無症状の場合は7日ではないのか

A ご指摘のとおり、無症状の場合の自主療養期間は7日としております。自主療養届に記載している出勤・登校等可能予定日はあくまで目安であり、無症状の場合でも10日目までは自身で健康観察をすることが求められておりますので、状況に応じてご対応いただければと思います。

Q (14) 自主療養者と同居している家族等はどのようにすればよいですか。

A 自主的に自宅で待機していただくことを推奨します。待機期間については、「[濃厚接触者である同居家族等の待機期間について](#)」のページを参考ください。

6 お問合せフォーム

自主療養全般や、自主療養届出システムに関するお問合せは、次の専用お問合せフォームからお問合せください。原則、電話でのお問合せは受け付けておりません。なお、御回答にはお時間を頂く可能性があります。予めご了承ください。

自主療養に関するお問合せフォーム

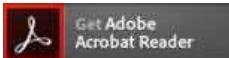
いいね！ 451

ツイート

このページに関するお問い合わせ先

[健康医療局 医療危機対策本部室](#)

このページの所管所属は[健康医療局 医療危機対策本部室](#)です。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要です。Adobe Acrobat Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

資料2-1
(案件番号29)

情公第2716号

令和4年2月10日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮
個人情報の取扱いについて（諮問）

のことについて、神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、別添事案
に係る要配慮個人情報の取扱いについて、御審議いただきたいので、諮問いたします。

〔問合せ先
政策局政策部情報公開広聴課
情報公開グループ 横山、井上
電話 045-210-3720（直通）〕

別添

(第1号様式)

条例第6条の規定に係る要配慮個人情報該当案件

	区分	個別	※案件番号	29
登録主管室課所名	健康医療局医療危機対策本部室			
所管室課所名	健康医療局医療危機対策本部室			
事務の名称	新型コロナウイルス感染症自主療養制度運用事務			
事務の根拠法令等	なし			
事務の目的	新型コロナウイルス感染症に係る自主療養制度の運用及び市町村が実施する自主療養者支援事業の促進			
対象となる個人の類型	新型コロナウイルス感染症患者（自主療養者）			
取り扱う要配慮個人情報の項目	・取り扱う項目に○を付け、内容をかっこ内に記述すること。 1 信条 () 2 人種 () 3 社会的身分 () 4 犯罪の経歴 () 5 刑事事件に関する手続 () 6 少年の保護事件に関する手続 () 7 犯罪により害を被った事実 () 8 病歴 (新型コロナウイルス感染症罹患の事実) 9 心身の機能の障害 () 10 健康診断等の結果 (新型コロナウイルス感染症検査結果) 11 医師等による指導・診療・調剤 ()			
理由（要配慮個人情報を取り扱う必要性等）	<p>令和4年1月以降のオミクロン株の急速な感染拡大に伴い、発熱外来診療や保健所の業務逼迫が深刻化したことから、神奈川県では、独自に、医師の診断を介さずセルフチェック等の結果により療養を行う「自主療養」の仕組みを導入することとした。</p> <p>具体的には、重症化リスクが低い者を対象として、本人が調達した検査キットによる判定結果が陽性となった場合等に、氏名、住所、年齢、重症化リスク因子がないこと等の情報をWebフォームで登録することにより県に届出を行い、届出受理後、県からLINE等により検温等を促す通知が発信され、体調悪化時には県が用意する窓口に問い合わせるよう案内されるほか、県に対し自主療養届を行ったことに対する証明がウェブ上で発行され、通学先、通勤先に提出することが可能となる仕組みであるが、この取組は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づかない法定外の事業であるため、感染症法に基づく個人情報の取得ができない。</p> <p>また、自主療養者に対しては、可能な限り外出しないよう任意の協力が求められるが、一方で、感染症法に基づく配食等の便益提供が行われないことから、独自に自主療養者への生活支援事業を実施する市町村が出始めており、これらの市町村における生活支援事業の実施を促進するためにも自主療養者の情報を提供する必要があるが、この点についても、感染症法に基づく個人情報の提供ができない。</p> <p>以上の理由により、病歴等に関連する要配慮個人情報を取り扱うために、本審議会に諮問にすることとした。</p>			

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

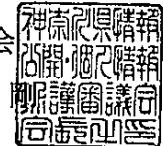
2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

答申 第65号
令和4年2月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見



知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮
個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき、令和4年2月10日付け情公第2716号で諮問のありました「新型コロナウイルス感染症自主療養制度運用事務」における要配慮個人情報の取扱いについては、審議の結果、諮問の内容を適當なものと認めます。

医危第3310号
令和4年2月25日

各市町村感染症対策所管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症自主療養者に係る個人情報の提供について(通知)

本県の感染症対策行政については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では令和4年1月28日から自主療養制度を運用しておりますが、自主療養者の氏名、連絡先等の個人情報を自主療養者への住民サービスを実施する市町村に提供することについて、別添のとおり同年2月10日付けで神奈川県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したところ、同月21日付けでこれを認める旨の答申があったことから、当該サービスを実施する市町村に対する個人情報の提供が可能となりました。

については、自主療養者への住民サービスの実施に当たり当該情報の提供を希望する市町村におかれましては、次の問合せ先までご連絡ください。

なお、県から各市町村に対する個人情報の提供は、各市町村における個人情報の収集に該当するため、それぞれの市町村が制定する個人情報保護条例上の手続が必要となる場合があると考えられますので、ご留意くださるようお願いします。

問合せ先

(自主療養者への支援について)

自宅療養グループ 吉田、田中

電話 (045)285-0843 (直)

電子メール iryoukiki-zitaku.g4ja@pref.kanagawa.lg.jp

(答申について)

調整グループ 伊藤

電話 (045)285-0527 (直)

電子メール itou.xg4@pref.kanagawa.lg.jp

答申第2号

令和4年 月 日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市個人情報保護審査会

会長 鴨志田 勝則

海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づく諮問について
(答申)

海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「条例」という。）第7条ただし書の規定に基づき、令和4年2月28日付けで諮問された次の事項について、別紙のとおり答申する。

諮問事項

新型コロナウイルス感染症の自主療養者に対する支援事業実施のための要配慮個人情報の取扱いについて

別紙

第1 審査会の結論

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者支援事業を実施するに当たり、神奈川県（以下「県」という。）から提供される自主療養者に関する個人情報を収集し取り扱う場合において、要配慮個人情報のうち次に掲げるものについては、条例第7条ただし書に規定する「事務若しくは事業の実施のために必要がある」と認められるものと判断する。

- 1 病歴（条例第7条第4号）
- 2 健康診断等の結果（条例第7条第6号）

第2 質問の概要

1 自主療養者に対する支援事業の実施の目的

市では、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や生活を支援するため、市独自の支援策として「自宅療養者支援事業」を実施している。

先般、県は、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の急速な感染拡大に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づかない独自の仕組みとして「自主療養制度」の運用を開始した。

市としては、住民の生命及び身体の保護を目的に、現在行っている自宅療養者と同様、自主療養者についても積極的に支援を実施したい。

2 経緯

（1）市の支援事業について

令和3年2月5日から新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等に対し、自宅療養者支援事業を実施しており、同年4月22日には感染症法第44条の3第6項に基づく県市連携事業として、県と市において覚書を締結し、県から提供された自宅療養者に関する情報を基に、当該事業を実施している。

(2) 県における自主療養制度について

発熱外来診療や保健所の業務ひつ迫が深刻化したことに伴い、令和4年1月28日から県では、「自主療養」の仕組みを導入した。

(3) 市に在住する自主療養者に対する支援の現状について

市は、広報紙等により支援事業の周知を行っているものの、その認知度は把握ができない状況である。自主療養者に関する情報は県から市へ提供されないため、自主療養者に対して市から連絡をすることができず、本事業を知った一部の自主療養者が本市へ連絡することで支援を開始するにとどまっている。

(4) 神奈川県における検討について

令和4年2月10日、知事から神奈川県情報公開・個人情報審議会に対し、自主療養者の要配慮個人情報の取扱い及び当該情報を市町村へ提供することについて質問をし、同月21日に「審議の結果、質問内容を適当なものと認めます。」との答申がされた。

同月25日、県から市に対し、上記の自主療養者の個人情報の提供が可能となつた旨、連絡があった。

3 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

感染症法に基づく自宅療養者の情報は県から市へ提供がされることから自ら連絡することなく全ての当該者に対し支援の機会を付与できる。一方、法定外である自主療養者は県から市への情報提供がされないため、本事業を知る一部の自主療養者が市の支援を希望する場合に、自ら市へ連絡をしてくるのみの状況である。同じ新型コロナウイルス感染症の陽性者であって外出が制限されているにもかかわらず、自宅療養者と自主療養者の間で本市の支援の実施に大きな差異が生じている状況にある。

一方、神奈川県情報公開・個人情報審議会から自主療養者に関する情報の市町村への提供については適当なものと認められる旨の答申を受け、県においても希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供することが可能となったことから、市においても、本支援事業の実施に必要な最低限の情報（氏名、住所、

連絡先、自宅療養期間）を取り扱うことで、自主療養者についても自宅療養者と同様の支援を行いたい。

以上の理由から、新型コロナウイルス感染症の自主療養者に関する要配慮個人情報（病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号））を含む個人情報を取り扱いたい。

4 収集した自主療養者の要配慮個人情報の取扱いについて

自宅療養者の要配慮個人情報と同様、以下のように取り扱う。

- ・ 県から情報の提供を受ける際は、地方公共団体の組織内ネットワーク（府内LAN）を相互接続する行政専用ネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）による安全確実な電子メールで行う。
- ・ 当該情報には、本事業を実施する危機管理課職員のみアクセス可能とする。
- ・ 当該情報は、外部と連接していない府内ネットワーク内のフォルダに保存し、厳重に取り扱うこととする。

第3 審査会の判断理由

当審査会は、次の理由により「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

県が運用する自主療養者制度に基づく自主療養者に対しては、可能な限り外出しないよう任意の協力が求められている一方で、法に基づく配食等の便益提供が行われないことから、市が独自に行う食料及び生活必需品の購入代行やごみ出しの代行を行う本支援事業は、本市住民の生命、身体を保護することにつながるため、公益上必要な事業であると認められる。

この自主療養は、令和4年1月以降のオミクロン株の急速な感染拡大に伴い、発熱外来診療や保健所の業務ひつ迫が深刻化している状況を鑑み臨時に導入された仕組みであり、その実質において感染症法に基づく自宅療養と同様のものと考えられる。

しかしながら、自宅療養者と異なり、自主療養者については、県から市への情報提供がされないため、本事業を知る一部の者が希望する場合に限り、支援が実

施される現状にある。

そこで、自主療養者についても、自宅療養者と同様、自ら連絡することなく全ての当該者に対し支援の機会を付与することで、自宅療養者と自主療養者の間で生じている本市の支援の実施に関する差異を早急に解消する必要がある。

当該情報を提供する県においては、神奈川県情報公開・個人情報審議会から自主療養者に係る情報を市町村へ提供することについては適当なものと認められる旨の答申を受け、希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供が可能と判断しているところ、市において収集する情報は、自宅療養者の者と同様、住所、氏名等本事業の実施に必要な最低限にとどめられている。

また、市においては、今後、自主療養者に関する要配慮個人情報を収集した場合には、自宅療養者の要配慮個人情報と同様の厳格な取扱いをすることとしている。

以上の理由により、条例に定める要配慮個人情報のうち、病歴（条例第7条第4号）及び健康診断等の結果（条例第7条第6号）に関する情報として、自主療養者に関するこれらの情報を取り扱うことは適当であると認められる。

第4 付言

御意見をいただいた際には、追記します。

第5 処理経過

当審査会の調査審議等の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和4年2月28日	実施機関から諮問書提出
令和4年3月3日	審議（書面会議）